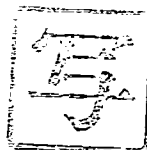


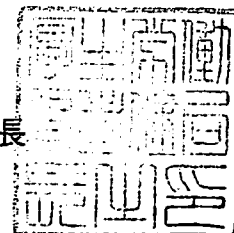
参考



老発第0331002号
平成18年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の一部改正について

今般、介護保険制度改正において、高齢者の住まいの多様な選択肢を確保する観点から、介護保険の特定施設入居者生活介護について、外部の指定事業者が提供するサービスを活用するサービス提供形態に対応した基準・報酬を設けるとともに、入居者保護の徹底の観点から、有料老人ホームについて、老人福祉法の改正を行い、定義の見直し、情報開示及び一時金保全措置の義務付け等、所要の規定の見直しを行うこととしたところである。

このため、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日老発第0718003号）について、別添のとおり、所要の改正を行うので、貴管内の有料老人ホームに対して適切な指導を行われたい。

本通知は、平成18年4月1日から適用する。ただし、改正事項のうち、契約締結日から90日以内の契約解除の場合の一時金の返還に係る規定については、平成18年7月1日から適用することとし、類型及び重要事項説明書に係る規定は、平成18年9月30日までの間については、なお従前の例によることができるものとする。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的な助言に該当するものである。

(別 添)

○有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）（抄）

改 正 後	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 指導上の留意点</p> <p>(1) 有料老人ホームの届出の徹底</p> <p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項の「<u>老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもの</u>」に該当するにもかかわらず、廊下の幅員等が指導指針に適合しないことを理由に有料老人ホームの届出が行われない場合があるが、指導指針に適合しなくとも届出義務がある。</p> <p>老人福祉法の観点からは、重要事項の説明や情報開示など有料老人ホームの運営が適切に行われることが重要であり、指導の徹底をお願いしたい。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>[別添]</p> <p>有料老人ホーム設置運営標準指導指針</p> <p>1 基本的事項</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 指導上の留意点</p> <p>(1) 有料老人ホームの届出の徹底</p> <p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項の「<u>常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であつて、老人福祉施設でないもの</u>」に該当するにもかかわらず、廊下の幅員等が指導指針に適合しないことを理由に有料老人ホームの届出が行われない場合があるが、指導指針に適合しなくとも届出義務がある。</p> <p>老人福祉法の観点からは、重要事項の説明や情報開示など有料老人ホームの運営が適切に行われることが重要であり、指導の徹底をお願いしたい。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>[別添]</p> <p>有料老人ホーム設置運営標準指導指針</p> <p>1 基本的事項</p>

部又は一部を前払金として一括して受領する方式)により受領する場合については、次によること。

(ア) 老人福祉法第29条第5項の規定により一時金の保全措置を講じることが義務付けられている有料老人ホームについては、一時金の算定根拠を書面で明示するとともに、一時金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号)に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、義務付けられていない有料老人ホームであっても、一時金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めること。

(イ) 一定期間内に死亡又は退居したときの入居月数に応じた返還金の算定方式を明らかにしておくとともに、一時金の返還金債務を確実に履行すること。

(ウ) 一時金のうち返還対象とならない部分の割合が適切であること。

(エ) 契約締結日から概ね90日以内の契約解除の場合については、既受領の一時金の全額を利用者に返還すること。ただし、この場合において、契約解除日までの利用期間に係る利用料及び原状回復のための費用について、適切な範囲で設定し、受領することは差し支えないこと。
また、当該費用については、契約書等に明示すること

(オ) 着工時において、相当数の者の入居が見込まれない場合については、十分な入居者を確保し安定的な経営が見込まれるまでの間については、一時金の返還金債務について銀行保証等が付されていること。

(2) 介護費用(介護保険対象外の費用)

ア～ウ (略)。

エ 手厚い職員体制であるとして介護保険外に別途費用を受領できる場合は、「特定施設入居者生活介護事業者が受領

部又は一部を前払い金として一括して受領する方式)により受領する場合については、一定期間内に死亡又は退居したときの入居月数に応じた返還金の算定方式を明らかにしておくとともに、一時金の返還金債務を確実に履行すること。

また、一時金のうち返還対象とならない部分の割合が適切であること。ただし、入居後の短期間の解約については、滞在日数に応じた費用及び居室の原状回復のための費用等を除き、一時金を全額返還することが望ましいこと。

なお、着工時において、相当数の者の入居が見込まれない場合については、十分な入居者を確保し安定的な経営が見込まれるまでの間については、一時金の返還金債務について銀行保証等が付されていること。

(2) 介護費用(介護保険対象外の費用)

ア～ウ (略)

エ 手厚い職員体制であるとして介護保険外に別途費用を受領できる場合は、「特定施設入所者生活介護事業者が受領

署名を行うこと。

(4) 体験入居

開設後においては、~~契約締結前に体験入居の途を設けること。~~

ア (略)

イ 募集広告等入居募集の際、誇大広告等により、入居者に不当に期待をいだかせたり、それによって損害を与えるようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をする^{5) 募集等}とともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」(平成16年公正取引委員会告示第3号)を遵守すること。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。

~~(5)~~ (6) (略)

1 1. 情報開示

(1) 有料老人ホームの運営に関する情報

各有料老人ホームにおいて、老人福祉法第29条第4項の情報開示の規定を遵守し、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、契約書(特定施設入居者生活介護の提供に関する契約書を含む。)、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。

一時金を受領する施設にあっては、一時金が将来の居住費用、サービス費用に充てられるものであることから、貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨についても、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供すること。さらに、有料老人ホームの経営状況・将来見通しに関する入居者等の理解に資する観点から、事業収支計画についても閲覧に供するよう努めるとともに、貸借対照表等の財務諸表について、入居者等の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮すること。

(同名)

(4) 体験入居

開設後においては、~~契約締結前に体験入居の途を設けること。~~

ア (略)

イ 募集広告等入居募集の際、誇大広告等により、入居者に不当に期待をいだかせたり、それによって損害を与えるようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示^{5) 募集等}すること。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。

~~(5)~~ (6) (略)

1 1. 情報開示

(1) 有料老人ホームの運営に関する情報

各有料老人ホームにおいて、パンフレットの他、重要事項説明書、契約書(特定施設入所者生活介護の提供に関する契約書を含む。)、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。

一時金を受領する施設にあっては、一時金が将来の居住費用、サービス費用に充てられるものであることから、貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨についても、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供すること。さらに、有料老人ホームの経営状況・将来見通しに関する入居者等の理解に資する観点から、事業収支計画についても閲覧に供するよう努めるとともに、貸借対照表等の財務諸表について、入居者等の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮すること。

	<u>終身建物賃貸借方式</u>	<u>建物賃貸借契約の特別な類型で、都道府県知事から高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物賃貸借事業の認可を受けたものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容が有効です。</u>		<u>終身利用権方式</u>	<u>一時金方式による終身利用権です。</u>
<u>利用料の支払い方式</u>	<u>一時金方式</u>	<u>終身にわたって受領する家賃相当額等の全部又は一部を前払い金として一括して受領する方式</u>			
	<u>月払い方式</u>	<u>前払金を受領せず、家賃相当額等を月払いする方式</u>			
	<u>選択方式</u>	<u>入居者により、一時金方式と月払い方式のいずれかを選択できます。</u>			
<u>入居時の要件 (右のいずれかを表示)</u>	<u>入居時自立</u>	<u>入居時において自立である方が対象です。</u>	<u>入居時の要件 (右のいずれかを表示)</u>	<u>入居時自立</u>	<u>主たる入居者は、入居時において自立である方です。</u>
	<u>入居時要介護</u>	<u>入居時において要介護認定を受けている方(要支援認定を受けている方を除く)が対象です。</u>		<u>入居時要介護</u>	<u>主たる入居者は、入居時において介護が必要である方です。</u>
	<u>入居時要支援・要介護</u>	<u>入居時において要支援認定又は要介護認定を受けている方が対象です。</u>		<u>入居時自立・要介護</u>	<u>自立である方も介護が必要である方も入居できます。</u>
	<u>入居時自立・</u>	<u>自立である方も要支援認定・要</u>			

利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制（※に職員数、※※※※に介護サービス事業所の名称を入れて表示）（注5）	ムの職員※人委託先である介護サービス事業所 訪問介護 ※※※※※※ 訪問看護 ※※※※※※ 通所介護 ※※※※※※	認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。 利用可(※※※ホーム)			利用可(※※※※ホーム)
その他（右に該当する場合にのみ表示。※※※に提携先の有料老人ホームを入れて表示）	提携ホーム利用可(※※※※ホーム)	介護が必要となった場合、提携ホーム（同一設置者の有料老人ホームを含む）に住み替えて特定施設入居者生活介護を利用することができます。（注6）	その他（右に該当する場合にのみ表示。※※※に提携先の有料老人ホームを入れて表示）	提携ホーム移行型(※※※※ホーム)	介護が必要となった場合、提携ホーム（同一設置者の有料老人ホームを含む）に住み替えて特定施設入所者生活介護を利用することができます。（注5）

○住宅型有料老人ホームの表示事項

表示事項	表示事項の説明	
居住の権利形態（右のいずれかを表示）	利用権方式	<u>建物賃貸借契約及び終身建物賃貸借契約以外の契約の形態で、居住部分と介護や生活支援等のサービス部分の契約が一体となっているものです。</u>

○住宅型有料老人ホームの表示事項

表示事項	表示事項の説明	
居住の権利形態（右のいずれかを表示）	賃貸方式	<u>一般の賃貸住宅と同様に、家賃相当額を月払いする方式です。</u>

	<u>建物賃貸借方式</u>	<u>賃貸住宅における居住の契約形態であり、居住部分と介護等のサービス部分の契約が別々になっているものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容は有効になりません。</u>		<u>終身賃貸方式</u>	<u>高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物賃貸借事業の認可を受けたものです。</u>
	<u>終身建物賃貸借方式</u>	<u>建物賃貸借契約の特別な類型で、都道府県知事から高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物賃貸借事業の認可を受けたものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容が有効です。</u>		<u>終身利用権方式</u>	<u>一時金方式による終身利用権です。</u>
<u>利用料の支払い方式</u>	<u>一時金方式</u>	<u>終身にわたって受領する家賃相当額等の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式</u>			
	<u>月払い方式</u>	<u>前払金を受領せず、家賃相当額等を月払いする方式</u>			
	<u>選択方式</u>	<u>入居者により、一時金方式と月払い方式のいずれかを選択できます。</u>			
入居時の要件 (右のいずれかを表示)	<u>入居時自立</u>	<u>入居時において自立である方が対象です。</u>	入居時の要件 (右のいずれかを表示)	<u>入居時自立</u>	<u>主として入居時より自立である者を入居要件としているホームです。</u>
	<u>入居時要介護</u>	<u>入居時において要介護認定を受けている方(要支援認定を受け</u>		<u>入居時要介護</u>	<u>主として入居時より要介護である者を入居要件としているホー</u>

別紙様式

重要事項説明書

		記入年月日	
記入者名		所属・職名	

1. 事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先			
事業主体の名称	法人等の種類	なし	あり
	名称	(ふりがな)	
事業主体の主たる事務所の所在地	〒		
事業主体の連絡先	電話番号		
	FAX 番号		
	ホームページアドレス	なし	あり : http://
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名		
	職名		
事業主体の設立年月日			

4. サービスの内容

施設の運営に関する方針		
介護サービスの内容、利用定員等		
個別機能訓練の実施（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
夜間看護体制加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	なし	あり
利用者の個別的な選択による介護サービスの実施状況	別紙	
協力医療機関の名称		
(協力の内容)		
協力歯科医療機関	なし	あり ; その名称
(協力の内容)		
要介護時における居室の住み替えに関する事項		
要介護時に介護を行う場所		

入居者の状況

入居者の人数（報告に関する計画の基準日の前月末日）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
65歳未満						
65歳以上75歳未満						
75歳以上85歳未満						
85歳以上						
	自立	要支援1	要支援2	経過的要介護		合計
65歳未満						
65歳以上75歳未満						
75歳以上85歳未満						
85歳以上						

入居者の平均年齢

入居者の男女別人数 男性 10 女性 1

入居率（一時的に不在となっている者を含む。）

前年度の有料老人ホーム又は軽費老人ホームを退居した者の人数

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
自宅等						
社会福祉施設						
医療機関						
死亡者						
その他						
	自立	要支援1	要支援2	経過的要介護		合計
自宅等						
社会福祉施設						
医療機関						
死亡者						
その他						

入居者の入居期間

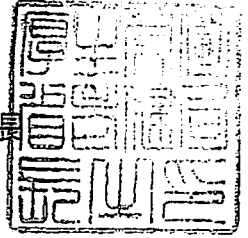
入居期間	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上
入居者数						

老発第 0331017 号

平成 18 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の
軽減制度の実施について」の一部改正について

標記措置の実施については、従来から御配慮いただいているところであるが、
今般、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実
施について」（平成 12 年 5 月 1 日老発第 474 号）の一部を別添のとおり改正
し、平成 18 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町
村に対して周知徹底を図るとともに、本事業の円滑な実施について御協力を賜
りたい。

サービス費について上昇を1段階に留める措置を講ずることとしているが、利用者負担段階が1段階上昇する者（利用者負担段階が第3段階から第4段階に上昇する者）であっても、年金収入等の低い者が個室の介護保険施設に入居している場合等には、利用料が相当程度上昇することにより、負担が困難になる場合もあると考えられる。このため、これらの者について経過措置として本事業に基づく軽減の対象とすることにより、利用者負担の急激な増加を抑えることとする。

(2) 実施方法等

本経過措置による軽減の実施については、3(2)中「食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額」とあるのは「食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額（当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額）」と、3(3)中「市町村民税世帯非課税」とあるのは、「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第8条第3項に規定する特定被保険者（同条第1項及び第2項に該当する者を除く。）」と、3(3)①中「150万円」とあるのは、「190万円」と、3(5)中「1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）」とあるのは、「1/8」と読み替えて行うものとする。

(3) 実施期間

平成18年7月1日から平成20年6月30日までとする。

(別添3)

離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱

1 目的

(略)

2 実施主体

(略)

3 対象市町村

(略)

第23条

(別添3)

離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱

1 目的

(略)

2 実施主体

(略)

3 対象市町村

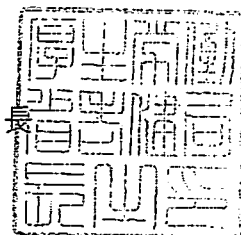
(略)



老発第0331020号
平成18年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の一部改正について

標記については、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月30日老発第307号厚生省老人保健福祉局長通知）により行われているところであるが、今般、その一部を別紙のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、都道府県知事におかれては、管内市町村長に対し、この旨通知願いたい。

十分に踏まえ、処遇に当たらなければならないことを規定したものである。

- (2) 同条第3項で定める「処遇上必要な事項」とは、処遇計画の目標及び内容や行事及び日課等も含むものである。

また、入所者が指定居宅サービス等を利用している場合には、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅介護支援計画又は地域包括支援センターの職員が作成する介護予防支援計画の内容について留意すること。

- (3) 同条第4項及び第5項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

なお、基準第9条第2項の規定に基づき、当該記録は2年間保存しなければならない。

4 食事（基準第17条）

食事の提供は、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること
(2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。
なお、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。
(3) 調理及び配膳に当たっては、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第8の上欄に掲げる事項に留意して衛生的に行うこと。
(4) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。

5 生活相談等（基準第18条）

- (1) 基準第18条第1項の規定は、常時必要な指導を行い得る体制をとることにより、積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものであること。

なお、相談に当たっては、管理規程に従うべきことは勿論であるが、さらに入所者の年齢、性別、性格、生活歴及び心身の状況等を考慮して個別的な処遇方針を定めることが適当であること。

- (2) 同条第3項は、養護老人ホームは、要介護認定に係る申請や証明書の交付等、入所者が必要とする手続等について、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に

4 食事（基準第17条）

食事の提供は、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 食事の提供について
入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。
また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。
- (2) 調理について
調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。
また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。
- (3) 適時の食事の提供について
食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。
- (4) 食事の提供に関する業務の委託について
食事の提供に関する業務は養護老人ホーム自ら行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自ら行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果し得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。
- (5) 居室関係部門と食事関係部門との連携について
食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲などの心身の状態等を当該入所者の食事の目的に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。
- (6) 栄養食事相談
入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。
- (7) 食事内容の検討について
食事内容については、当該施設の医師又は栄養士（入所定員が50人を超えない養護老人ホームであって、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士）を含む会議において検討が加えられなければならないこと。

1 給食

- (1) 給食は、食品の種類及び調理方法について、入所者の身体的特性に適合したたんぱく質、ビタミン等の栄養素が確保されるよう考慮して行うとともに、つねに入所者の身体的状況及び嗜好の把握に努め、これらを十分考慮して行うこと。
- (2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施の状況を明らかにしておくこと。
なお、病弱者に対する献立については、医師の指導を受けること。
- (3) 調理及び配膳に当たっては、食品衛生法施行規則別表第8の上欄に掲げる事項に留意して衛生的に行うこと。

4 生活指導等

- (1) 基準第17条第1項の規定は、常時必要な指導を行い得る体制をとることにより、積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものであること。

なお、指導に当たっては、管理規程に従うべきことは勿論であるが、さらに入所者の年齢、性別、性格、生活歴及び心身の状況等を考慮して個別的な処遇方針を定めることが適当であること。

- (2) 養護老人ホームは、入所者の生活意欲の増進等を図るため、その身体的、精神的条件に応じた減退機能の回復訓練又は機能減退防止のための訓練に、つねに参加できるようにその機会を与えるとともに、日常生活及びレクリエーション行事の実施等に当たっても、その効果を配慮すること。

老発第0331022号

平成18年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の
一部改正について

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）の趣旨及び内容については、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老発第214号）をもって通知されているところであるが、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第38号）が公布され、本年4月1日より施行されることとなったことを踏まえ、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の一部を次のとおり改正し、同日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知を図られたい。

第3 職員に関する事項

1 職員数

(1)～(3) (略)

(4) サテライト型居住施設には、医師又は調理員、事務員その他の職員（以下「医師等」という。）を置かないことができる場合があるが、その場合には、本体施設の入所者とサテライト型居住施設の入所者の合計数を基礎として本体施設に置くべき医師等の人員を算出しなければならない。例えば、本体施設の入所者数を80名、サテライト型居住施設の入所者数を29名とすると、サテライト型居住施設に医師等を置かない場合には、合計数である109名を基礎として本体施設の医師等の人員を算出することとする。

2～3 (略)

4 介護（基準第16条）

(1)～(4) (略)

(5) 「特別養護老人ホームは、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。」とは、施設において褥瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定している。例えば、次のようなことが考えられる。

イ 当該施設における褥瘡のハイリスク者（日常生活自立度が低い入所者等）に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践

第3 職員に関する事項

1 職員数

(1)～(3) (略)

2～3 (略)

4 介護（基準第16条）

(1)～(4) (略)

第4 処遇に関する事項

第4 処遇に関する事項

57

(3) 事故発生の防止のための委員会 (第1項第3号)

特別養護老人ホームにおける「事故発生の防止のための検討委員会」(以下「事故防止検討委員会」という。)は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要である。

なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。

また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

(4) 事故発生の防止のための職員に対する研修 (第1項第3号)

介護職員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該特別養護老人ホームにおける指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該特別養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。

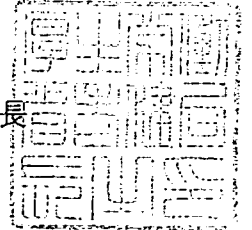
また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

(5) 損害賠償 (第3項)

老発第0331028号
平成18年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



老人ホームへの入所措置等の指針について

介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）により、養護老人ホームに係る老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の一部改正が行われることに伴い、同法第11条の規定による入所措置等に係る指針を下記のとおり定めたので、ご了知の上、管内市町村、関係施設等に周知されたい。

なお、本通知は平成18年4月1日から施行することとし、これに伴い、「老人ホームへの入所措置等の指針について」（昭和62年1月31日社老第8号）は、平成18年3月31日をもって廃止する。

記

老人ホームへの入所措置等の指針

第1 入所措置の目的

法第11条の規定による養護老人ホームへの入所等の措置は、65歳以上の者であって、在宅において日常生活を営むのに支障があるものに対して、心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して、適切に行われるよう努めなければならない。

なお、同条第1項第2号の規定による特別養護老人ホームへの入所の措置については、やむを得ない事由により介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときに限られるものであるが、「やむを得ない事由」としては、

- (1) 65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する介護福祉施設サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得

第4 入所措置の要否判定

- 1 養護老人ホームに係る入所措置の要否の検討に当たっては、入所判定委員会（入所判定委員会の機能を付与された市町村包括ケア会議を含む。）において、本通知中「第5 老人ホームへの入所措置の基準」に基づき、その者の健康状態、その置かれている環境の状況等について総合的に判定を行い、その結果を市町村長に報告するものとする。
- 2 特別養護老人ホームに係る入所措置の要否の検討に当たっては、本通知中「第5 老人ホームへの入所措置の基準」に基づき、介護保険法第27条に基づく要介護認定の結果により総合的に判定を行うものとする。

第5 老人ホームの入所措置の基準

1 養護老人ホーム

法第11条第1項第1号の規定により、老人を養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が次の（1）及び（2）のいずれにも該当する場合に行うものとする。

（1） 環境上の事情については、次のア及びイに該当すること。

事 項	基 準
ア 健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 なお、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症に罹患し、又はその既往症があっても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しないものである。
イ 環境の状況	家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

（注） 法では、養護老人ホームへの入所要件を「環境上の理由及び経済的理由」と規定しているが、これは、措置に当たり改正前に規定されていた「身体上若しくは精神上」の理由は問わないこととする趣旨であり、「身体上若しくは精神上」の理由を有する者を措置の対象外とするものではない。

（2） 経済的事項については、老人福祉法施行令第2条に規定する事項に該当すること。

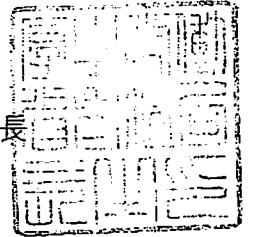
2 特別養護老人ホーム

法第11条第1項第2号の規定により、老人を特別養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が、要介護認定において要介護状態に該当し、かつ、健康状態が1（1）アの基準を満たす場合に行うものとする。

平成18年4月12日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」
の一部改正について

標記については、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）により行われているところであるが、今般、平成18年4月1日より、養護老人ホームの入所者に係る介護ニーズに対しては介護保険サービスにより対応するとともに、入所者に係る生活支援ニーズに十分な対応をするためソーシャルワーク機能の強化を図ったことなどに伴い、その一部を別紙のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、主な改正内容は下記のとおりであるので、都道府県知事におかれては、ご了知のうえ、管内市町村長に対し、この旨通知願いたい。

1 事務費関係

- ・ 基準省令の改正により職員配置基準を変更したことから、新基準により置くべき職員に係る費用について算定したこと。
- ・ 養護老人ホームが外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の指定を受けることを可能としたことや、入所者が介護保険サービスを利用することを可能としたことに伴い、事務費の算定方法等について整理を行ったこと。
- ・ 人事院勧告により、調整手当に変わり、新たに地域手当が設けられたこと。

とに伴い、級地区分等について整理を行った。

2 やむを得ない措置関係

介護保険施設等における居住費及び食費については保険給付の対象外としたところであるが、やむを得ない措置に要する費用には、保険給付の対象となる額のほか、居住費及び食費についても含まれることを明記したこと。

3 経過措置関係

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の指定を受けない施設については、平成~~17~~年9月30日までの間、改正前の本指針に基づき算定された額とすることができることとしたこと。

18

と認定された施設について掲げる額。

(ケ) 民間施設給与等改善費

地方公共団体の経営する施設以外の施設（ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知という社会福祉事業団等の経営施設を除く。）であって、加算通知別記の5に提示するところにより民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合について、アによる「一般事務費」及びイにより算定された「特別事務費月額」（ただし、(ケ)、(コ)、(サ)及び(シ)を除く。）の合算額に、別記の5の提示するところにより決定された加算率を乗じて得た額（円未満切捨て）。

(コ) 降灰除去費

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について次に掲げる額。

1 施設当たり年額 139,970円

(サ) 除雪費

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する民間社会福祉施設（地方公共団体の経営する施設以外の施設）の場合で毎年2月1日現在における被措置者について次に掲げる額。

被措置者1人当たり 5,690円

(シ) 介護保険料加算

養護老人ホーム被措置者のうち、別紙2の別表1の費用徴収基準に定める対象収入による階層区分の1階層の適用を受ける者のうち介護保険法における第1号被保険者に該当する者に対し、当該者が支払うべき介護保険料月額として必要とされる額。

(ス) 老人短期入所加算

加算通知別記の8に提示するところにより老人短期入所による措置が行われた施設について掲げる額。

(セ) 介護サービス利用者負担加算

養護老人ホーム被措置者による介護保険サービスの利用があった場合に、当該者が支払うべき当該サービスの利用に係る利用者負担額のうち、加算通知別記の9により認定された額。

(2) 養護受託者

養護の委託を引き受けた者1人について月額32,000円

2 生活費

(1) 一般生活費

と認定された施設について掲げる額。

(ク) 民間施設給与等改善費

地方公共団体の経営する施設以外の施設（ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知という社会福祉事業団等の経営施設を除く。）であって、加算通知別記の4に提示するところにより民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合について、アによる「一般事務費」及びイにより算定された「特別事務費月額」（ただし、(ク)、(ケ)、(コ)及び(サ)を除く。）の合算額に、別記の4の提示するところにより決定された加算率を乗じて得た額（円未満切捨て）。

(ケ) 降灰除去費

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について次に掲げる額。

1 施設当たり年額 139,970円

(コ) 除雪費

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する民間社会福祉施設（地方公共団体の経営する施設以外の施設）の場合で毎年2月1日現在における被措置者について次に掲げる額。

被措置者1人当たり 5,690円

(サ) 介護保険料加算

養護老人ホーム被措置者のうち、別紙2の別表1の費用徴収基準に定める対象収入による階層区分の1階層の適用を受ける者のうち介護保険法における第1号被保険者に該当する者に対し、当該者が支払うべき介護保険料月額として必要とされる額。

(2) 養護受託者

養護の委託を引き受けた者1人について月額32,000円

2 生活費

(1) 一般生活費

入所者又は一般入所者（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第4号イに規定する一般入所者をいう。以下同じ）の数（前年度の平均値。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数）

- (3) 新たに事業を開始した施設については(2)にかかわらず、事業開始後3か月を経過した日の属する月の分までその支弁額は、次により算定した額とする。
- (4) 施設にかかる事務費支弁月額は、当該施設の入所定員（地方公共団体が設置する場合にあっては条例等で定めた人員をいい、社会福祉法人が設置する施設にあっては、法第15条第4項の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の認可を受けた人員をいう。）によること。

7 留意事項

(1) 事務費について

別表1に示す養護老人ホーム一般事務費基準額は、別紙3に示す職員数が配置されていることを基本とし、定員規模別・級地別に所要の人員費及び管理費について、人事院勧告等を踏まえて算定したものである。養護老人ホームが所在する市町村の長は、これを参考に、地域の実情に応じ、適正な水準とすること。

(2) 民間施設給与等改善費について

ア 民間施設給与等改善費の加算率は、人件費及び管理費に区分されるが、人件費加算分については職員の人件費に、管理費加算分については施設運営に必要な諸経費にそれぞれ充当するものであること。

イ 職員1人当たり平均勤続年数の算定は加算通知別記の5により行うものであること。

ウ また、管理費特別加算については、本制度の主旨を踏まえ、施設の実態の把握に努め、効果的な活用を図りたい。

(3) 養護老人ホーム事務費の人件費、管理費の区分について

養護老人ホーム事務費のうち、一般事務費は「人件費」及び「管理費」に区分され、その内訳は別紙4のとおりである。

この運用に当たっては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）により適正を期するよう指導すること。

なお、「人件費」とは、職員の本俸、諸手当等職員に支給される諸経費及び社会保険料事業主負担金等をいい、「管理費」とは職員の旅費、職員研修費、庁費、保健衛生費、特別管理費等施設の運営管理に必要な人件費以外の諸経費をいうものである。

(4) 都道府県による助言

都道府県知事は、管内の市町村長より、老人保護措置費に関し助言を

(3) 新たに事業を開始した施設については(2)にかかわらず、事業開始後3か月を経過した日の属する月の分までその支弁額は、次により算定した額とする。

(4) 施設にかかる事務費支弁月額は、当該施設の入所定員（地方公共団体が設置する場合にあっては条例等で定めた人員をいい、社会福祉法人が設置する施設にあっては、法第15条第4項の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の認可を受けた人員をいう。）によること。

7 留意事項

(1) 職員配置について

別紙3に示す「老人福祉施設定員規模別配置基準表」は、施設入所者の処遇確保の観点から最低限度必要な職員数としているところであり、市町村長はこれを参考として適切な職員配置に努めること。

また、職種別配置基準における直接処遇職員の弾力的配置等については、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（昭和41年7月1日厚生省令第19号）、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月30日老発第307号）に示すところにより、円滑かつ、適正な実施が行われるよう努めること。

(2) 民間施設給与等改善費について

ア 民間施設給与等改善費の加算率は、人件費及び管理費に区分されるが、人件費加算分については職員の人件費に、管理費加算分については施設運営に必要な諸経費にそれぞれ充当するものであること。

イ 職員1人当たり平均勤続年数の算定は加算通知別記の4により行うものであること。

ウ また、管理費特別加算については、本制度の主旨を踏まえ、施設の実態の把握に努め、効果的な活用を図りたい。

(3) 養護老人ホーム事務費の人件費、管理費の区分について

養護老人ホーム事務費のうち、一般事務費は「人件費」及び「管理費」に区分され、その内訳は別紙4のとおりである。

この運用に当たっては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）により適正を期するよう指導すること。

なお、「人件費」とは、職員の本俸、諸手当等職員に支給される諸経費及び社会保険料事業主負担金等をいい、「管理費」とは職員の旅費、職員研修費、庁費、保健衛生費、特別管理費等施設の運営管理に必要な人件費以外の諸経費をいうものである。

(4) 都道府県による助言

都道府県知事は、管内の市町村長より、老人保護措置費に関し助言を

求められた場合には、必要な助言を行うべきものであること。

(5) 経過措置

養護老人ホームが所在する市町村の長は、平成18年9月30日までの間は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けない養護老人ホームに係る1の事務費の算定に当たっては、改正前の本指針に基づき算定された額とすることができる。

なお、この場合には、当該経過措置を受けようとする施設より申請書を提出させ、必要と認めた場合には、経過措置適用施設として認定し、施設に速やかに通知すること。

求められた場合には、必要な助言を行うべきものであること。

また、当該経過措置を受けている施設であっても、1(1)イ(セ)に規定する介護サービス利用者負担加算については、適用することができる。

改正後

改正前

(7)-① 第(肆) 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合(基本分))

平成18年4月以降適用

入所者数	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	160,900	158,800	157,700	155,600	154,600	153,500	152,500	151,400	150,300	149,300	148,200	147,200
21-30	107,600	106,200	105,500	104,100	103,400	102,700	102,000	101,300	100,600	99,900	99,200	98,500
31-40	100,400	99,100	98,500	97,300	96,600	96,000	95,400	94,700	94,100	93,500	92,900	92,200
41-50	92,400	91,200	90,500	89,300	88,700	88,000	87,400	86,800	86,200	85,500	84,900	84,300
51-60	78,000	76,900	76,400	75,300	74,800	74,300	73,800	73,200	72,700	72,200	71,600	71,100
61-70	73,900	72,900	72,400	71,400	70,800	70,300	69,800	69,300	68,800	68,300	67,800	67,300
71-80	69,500	68,500	68,000	67,000	66,500	66,000	65,600	65,100	64,600	64,100	63,600	63,100
81-90	61,900	61,100	60,600	59,800	59,300	58,900	58,500	58,000	57,600	57,200	56,700	56,300
91-100	59,300	58,400	58,000	57,100	56,700	56,300	55,800	55,400	55,000	54,600	54,100	53,700
101-110	60,800	59,900	59,500	58,700	58,200	57,800	57,400	56,900	56,500	56,100	55,600	55,200
111-120	57,300	56,500	56,100	55,300	54,800	54,400	54,000	53,600	53,200	52,700	52,300	51,900
121以上	56,800	55,900	55,500	54,700	54,300	53,900	53,500	53,000	52,600	52,200	51,800	51,400

(注)

- 1 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和47年7月1日厚生省令第19号)第12条第2項に該当する施設について適用する。
- 2 地域区分は、(1) 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合)に同じ。
- 3 特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホームの一般事務費は、(7)-①と②を合算したものとする。

19
H18

平成18年4月以降適用

入所者数	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	186,200	183,600	182,400	179,900	178,600	177,400	176,100	174,800	173,600	172,300	171,100	169,800
21-30	124,500	122,800	122,000	120,300	119,400	118,600	117,800	116,900	116,100	115,300	114,400	113,600
31-40	112,700	111,300	110,500	109,100	108,400	107,600	106,900	106,200	105,500	104,700	104,000	103,300
41-50	102,200	100,800	100,100	98,700	98,000	97,300	96,600	95,900	95,200	94,500	93,800	93,100
51-60	86,700	85,000	84,400	83,200	82,600	82,000	81,400	80,800	80,200	79,600	79,000	78,400
61-70	80,900	79,200	78,700	78,100	77,500	76,900	76,400	75,800	75,200	74,700	74,100	73,500
71-80	75,600	74,500	74,000	72,900	72,400	71,900	71,300	70,800	70,300	69,700	69,200	68,600
81-90	67,400	66,400	65,900	65,000	64,500	64,000	63,500	63,100	62,600	62,100	61,600	61,200
91-100	64,200	63,200	62,800	61,800	61,400	60,900	60,400	60,000	59,500	59,000	58,600	58,100
101-110	65,300	64,400	63,900	63,000	62,500	62,000	61,600	61,100	60,600	60,200	59,700	59,200
111-120	61,500	60,600	60,100	59,200	58,800	58,300	57,900	57,400	57,000	56,500	56,100	55,600
121以上	60,500	59,600	59,200	58,300	57,800	57,400	57,000	56,500	56,100	55,600	55,200	54,700

改正後

2. 特別養護老人ホームを併設する養護老人ホーム

①共通職員分 ②特定施設の指定を受けていない場合 ③特定施設の指定を受けている場合

入所者	①共通職員分							②特定施設の指定を受けていない場合					③特定施設の指定を受けている場合						
	職種	総	施	専	香	栄	調	職	主	生	相	主	支	支	職	主	支	支	
人	長	務	務	務	士	理	師	一般入所者	主任生活員	相談員	相談員	相談員	相談員	相談員	一般入所者	主任生活員	相談員	相談員	
20	—	—	—	—	—	—	—	20	1	0	1	1	1	20	1	0	0	1	1
30	—	—	—	—	—	—	—	30	1	0	1	1	1	30	1	0	0	1	1
40	—	—	—	—	—	—	—	40	1	0	1	1	2	40	1	0	0	1	2
50	—	—	—	—	—	—	—	50	1	0	1	1	3	50	1	0	0	1	3
60	—	—	—	—	—	—	—	60	1	0	1	1	3	60	1	0	0	1	3
70	—	—	—	—	—	—	—	70	1	1	1	1	4	70	1	1	1	1	4
80	—	—	—	—	—	—	—	80	1	1	1	1	5	80	1	1	1	1	5
90	—	—	—	—	—	—	—	90	1	1	1	1	5	90	1	1	1	1	5
100	—	—	—	—	—	—	—	100	1	2	1	1	6	100	1	2	1	1	6
110	—	—	—	—	—	—	—	110	2	1	1	1	7	110	2	1	1	1	7
120	—	—	—	—	—	—	—	120	2	1	1	1	7	120	2	1	1	1	7

3 特別養護老人ホームに併設する小規模養護老人ホーム

入所者	職種	総	施	専	香	栄	調	職
人	長	務	務	務	士	理	師	一般入所者
10	—	—	—	—	—	—	—	10
20	—	—	—	—	—	—	—	20
30	—	—	—	—	—	—	—	30
40	—	—	—	—	—	—	—	40

(注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合にあっては入所者数に応じて適用するものとし、特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合にあっては一般入所者数に応じて適用するものとする。

4. 百(百)養護老人ホーム

①共通職員分 ②特定施設の指定を受けていない場合 ③特定施設の指定を受けている場合

入所者	①共通職員分							②特定施設の指定を受けていない場合					③特定施設の指定を受けている場合						
	職種	総	施	専	香	栄	調	職	主	生	相	主	支	支	職	主	支	支	
人	長	務	務	務	士	理	師	一般入所者	主任生活員	相談員	相談員	相談員	相談員	一般入所者	主任生活員	相談員	相談員	相談員	
20	—	—	—	—	—	—	—	20	1	1	1	1	3	20	1	0	0	1	3
30	—	—	—	—	—	—	—	30	1	1	1	1	4	30	1	0	0	1	4
40	—	—	—	—	—	—	—	40	1	2	1	1	5	40	1	1	1	1	5
50	—	—	—	—	—	—	—	50	1	2	1	1	6	50	1	1	1	1	6
60	—	—	—	—	—	—	—	60	1	2	1	1	7	60	1	1	1	1	7
70	—	—	—	—	—	—	—	70	1	3	1	1	9	70	1	2	1	1	9
80	—	—	—	—	—	—	—	80	1	3	1	1	10	80	1	2	1	1	10
90	—	—	—	—	—	—	—	90	1	3	1	1	11	90	1	2	1	1	11
100	—	—	—	—	—	—	—	100	1	4	1	1	13	100	1	3	1	1	13
110	—	—	—	—	—	—	—	110	2	3	1	1	13	110	2	2	1	1	13
120	—	—	—	—	—	—	—	120	2	3	1	1	15	120	2	2	1	1	15
130	—	—	—	—	—	—	—	130	2	4	1	1	17	130	2	3	1	1	17

改正前

2 特別養護老人ホームを併設する養護老人ホーム

定員 階級区分	職員											
	総	施	専	主	生	主	介	介	香	栄	調	医
数	長	務	任	任	任	任	任	任	士	理	師	師
50人	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
51~60	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
61~70	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
71~80	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
81~90	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
91~100	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
101~110	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
111~120	17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 「調理員等」の()書きは非常勤職員数の再掲である。

2 「医師」の()書きは嘱託医である。

3 特別養護老人ホームに併設する小規模養護老人ホーム

定員 階級区分	職種	総	施	専	生	主	介	介	香	栄	調	医
数	長	務	任	任	任	任	任	任	士	理	師	師
20人	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21~30	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31~40	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

4 百老人ホーム

定員 階級区分	職員												
	総	施	専	主	生	主	介	介	香	栄	介	調	医
数	長	務	任	任	任	任	任	任	士	理	助	理	師
50人	19	1	1	—	2	1	6	2	1	1	4	(1)	(1)
51~60	21	1	1	1	1	1	8	2	1	1	4	(1)	(1)
61~70	23	1	1	1	1	1	10	2	1	1	4	(1)	(1)
71~80	25	1	2	1	1	1	11	2	1	1	4	(1)	(1)
81~90	28	1	2	1	2	1	13	2	1	1	4	(1)	(1)
91~100	30	1	2	1	2	1	15	2	1	1	4	(1)	(1)
101~110	30	1	2	1	2	1	16	2	1	1	4	(1)	(1)
111~120	33	1	2	1	2	1	17	2	1	1	4	1	1
121人以上	35	1	2	1	2	1	19	2	1	1	4	1	1

(注) 1 「調理員等」の()書きは非常勤職員数の再掲である。

2 「医師」の()書きは嘱託医である。

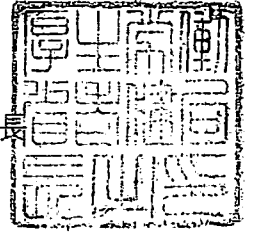
26

老発第0412002号

平成18年4月12日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について」の一部改正について

標記については、「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について」（平成18年1月24日老発第0124003号厚生労働省老健局長通知）により行われているところであるが、今般、平成18年4月1日より、養護老人ホームの入所者に係る介護ニーズに対しては介護保険サービスにより対応することとしたことに伴いその一部を別紙のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、主な改正内容は下記のとおりであるので、都道府県知事におかれては、ご了知のうえ、管内市町村長に対し、この旨通知願いたい。

○ 次の加算を新設したこと。

(1) 障害者等加算

要支援、要介護非該当者であり、かつ、長期間の援護を要する者（アルコール中毒患者、知的障害者等）が入所定員の一定割合以上入所している養護老人ホームで市町村長が認定した施設において、加算対象者ごとに加算する。

(2) 夜勤体制加算

夜勤体制を取っている施設に対して加算する。

(3) 老人短期入所加算

原則として要支援、要介護非該当者であり、かつ、高齢者虐待等によ

(3) 加算単価

加算対象者1人当たりの加算単価(月額)は、次に掲げる額とする。

施設定員	加算単価
60人以下	35,400円 34,890円
61人～80人	30,330円 29,900円
81人～100人	25,280円 24,920円
111人～150人	20,230円 19,940円
151人～200人	15,160円 14,950円
201人以上	10,120円 9,970円

(削除)

(4) 認定方法

ア 加算対象施設及び加算対象者の認定の時期については、毎年4月1日現在において行うこととする。

認められるもの。

(エ) (ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない一般老人ホーム入所者のうち、相当程度の期間にわたって介護等に多大の比重を占める者であつて、市町村長が適当と認めたもの(アルコール中毒患者、知的障害者及び認知症患者等であつて、常時又は随時の介護を必要とするもの等)。

(オ) 盲老人ホームの入所者のうち、夜間業務(オムツ交換、便所への誘導介助等)を必要とする者。

(3) 加算単価

ア 病弱者等介護加算

加算対象者1人当たりの加算単価(月額)は、次に掲げる額とする。

施設定員	一般老人ホーム	盲老人ホーム
50人～60人	35,400円 34,890円	22,250円 21,930円
61人～80人	30,330円 29,900円	19,210円 18,930円
81人～100人	25,280円 24,920円	16,180円 15,950円
111人～150人	20,230円 19,940円	—
151人～200人	15,160円 14,950円	—
201人以上	10,120円 9,970円	—

イ 夜勤介護職員加算

区分	1施設当たり年額
特別区	5,745,000円 5,764,000円
特甲地	5,644,000円 5,662,000円
甲地	5,441,000円 5,459,000円
乙地	5,289,000円 5,306,000円
丙地	5,136,000円 5,153,000円

支給割合改定地域	5,611,000円
支給割合改定地域	5,408,000円
支給割合改定地域	5,225,000円

(注) この加算額は、毎月支弁する事務費の加算分として支弁するものとし、その加算分の措置費単価は、次の算式により算定すること。(ただし、10円未満は四捨五入)

(略)計算式

(4) 認定方法

ア 加算対象施設及び加算対象者の認定の時期については、毎年4月1日現在において行うこととする。